

## 少年事件の国選付添人の拡大を求める会長声明

2009年（平成21年）5月、被疑者国選弁護制度が必要的弁護事件に拡大して実施され、大阪においても、多数の被疑者国選弁護人が選任されて活動している。被疑者の中には、少年も含まれており、少年の被疑者についても、成人の被疑者同様、国選弁護人が選任されている。

しかし、少年の被疑者が家庭裁判所に送致された後の国選付添人制度は、被疑者国選弁護制度と異なり、被害者が死亡した事件や短期2年以上の懲役に該当する罪など、重大事件に対象が限定されており、選任範囲に大きな食い違いが生じている。このため、被疑者国選弁護人であった弁護士は、家裁送致後については、日弁連が法テラスに委託して実施している法律援助制度を利用して付添人が活動している。その数は、大阪において、年間600件に達すると見込まれており、これに伴い、大阪弁護士会の財政負担も大きくなっている。

そもそも、観護措置によって身体拘束を受け、少年審判により保護処分が付される少年に対しては、適正手続を保障し、少年の利益を擁護するために、弁護士付添人による援助を受ける権利が保障されるべきである。したがって、家裁段階においては、身体拘束を受けている全少年を対象とする国選付添人制度が速やかに実現されるべきである。

当会は、2007年（平成19年）10月、観護措置によって身体拘束を受けた全ての少年を対象とする当番付添人制度を発足させ、同制度により、ひとりでも多くの少年が弁護士付添人による援助を受けることができるよう、若手会員を中心に努力を続けてきた。当会としては、今後も当番付添人制度を責任をもって運営し、少年の権利擁護のために全力を挙げると共に、国に対して、少年法を改正し、身体拘束を受けている全少年を対象とする国選付添人制度を速やかに実現するよう求めるものである。

以上

2010年（平成22年）4月26日

大阪弁護士会

会 長 金 子 武 嗣